

建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する
特例要領

(目的)

第1条 この要領は、建設事業者が協業組合を設立した場合の工事入札参加者資格審査格付における総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例措置（以下「特例措置」という。）を設けることにより、県内建設事業者の経営基盤及び技術力の強化等への取組みを支援し、建設産業の再編等構造改革を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において協業組合とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合をいう。

2 この要領において協業組合設立の事実発生日は、協業組合設立登記の日とする。

(適用対象)

第3条 熊本県内に主たる営業所を置く協業組合のうち、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものを特例措置の対象とする。

(1) 協業組合を構成する組合員のすべてが熊本県内に主たる営業所を置く建設事業者であって、2者以上が、熊本県が発注する建設工事の入札参加者資格を協業組合設立前に引き続き5年以上有する者であること。

(2) 建設業についてすべて協業していること（全組合員が建設業を廃業する場合に限る。）。

(格付における総合点数の加算)

第4条 協業組合の組合員のうち2者以上が設立前に同一業種の格付を有している場合であって、業種ごとの上位2者の格付が同一等級又は直近の等級に格付されていることを条件に、設立の日から5年を経過する日が属する年度まで、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱第2条第2項により算出した当該業種の総合点数の10%に相当する点数（小数点以下は切捨て）を加算し、格付の見直しを行う。

2 前項の規定による設立時の格付の見直しにおける等級の昇級は、協業組合の組合員の最上位等級の1等級上位までとする。ただし、定期の格付以外の格付の見直しにおいては、土木一式工事における特A等級には昇級できないものとする。

(入札参加機会の確保)

第5条 第3条の適用対象となる協業組合については、前条の適用にかかわらず、設立後5年を経過する日が属する年度まで、新たに格付された等級の直近下位の等級についても、指名することができるものとする。

(申請)

第6条 特例措置の対象者が適用を受けようとする場合は、別記第1号様式（協業組合設立による特例措置適用申請書）により申請するものとする。

2 特例措置を引き続き受けようとする者は、次回の工事入札参加者資格審査申請時に、別記第2号様式（協業組合設立による特例措置適用（継続）申請書）により申請するものとする。

(認定及び結果の通知)

第7条 前条の規定による申請があり、その内容が適当である場合は、第4条及び第5条の特例措置の適用を認定するものとする。この場合においては、特例措置適用の有無及び内容を別記第3号様式（協業組合設立による特例措置認定通知書）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 特例措置の適用を受けている者は、第6条の申請内容に変更があった場合は、別記第4号様式（協業組合設立による特例措置適用申請に係る変更報告書）により速やかに報告するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降の設立について適用する。

別記第1号様式（第6条関係）

（表）

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所
商 号
代 表 者

印

協業組合設立による特例措置適用申請書
建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要
領第6条より、協業組合設立による特例措置の適用を申請します。
なお、下記内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 協業組合名：

2 協業組合設立の日：

3 協業組合の組合員

商 号 代 表 者	住 所	指 名 願 意 提 出 業 種 (等 級 区 分)

4 添付書類

- (1) 協業組合設立に係る認可書(写)
- (2) 協業組合の現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書(写)
- (3) 協業組合の組合員の建設業許可に係る廃業届(写)
- (4) 商業登記簿謄本(写)

※裏面の記入要領により記入すること。

(裏)

記 入 要 領

- 1 「協業組合設立の日」の欄は、協業組合設立登記の日を記入する。
- 2 協業組合の組合員の「指名願い提出業種」の欄には、組合員がそれぞれ熊本県の資格審査の認定を受けていた業種について、業種一覧表の対応する文字を記入する。また、等級区分のある業種については、文字の後ろに等級をカッコ書きで記入する。

(業種一覧表)

土 木	土	電 気	電	板 金	板	電 気 通 信	通
建 築	建	管	管	ガ ラ ス	ガ	造 園	園
大 工	大	タ イ ル	タ	塗 装	塗	さ く 井	井
左 官	左	鋼 構 造 物	鋼	防 水	防	建 具	具
とび・土工	と	鉄 筋	筋	内 装	内	水 道 施 設	水
石	石	舗 装	舗	機 械 器 具 設 置	機	消 防 施 設	消
屋 根	屋	しゅんせつ	し	熱 絶 縁	絶	清 掃 施 設	清

別記第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所
商 号
代 表 者 印

協業組合設立による特例措置適用（継続）申請書

このことについて、平成 年度の熊本県工事入札参加者資格審査格付においても、特例措置の適用を継続されるよう、建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領第6条の規定により申請します。

添付書類

申請日現在で有効な経営事項審査の総合評定値通知書（写）

別記第3号様式（第7条関係）

監第 号
平成 年 月 日

商号
代表者 様

熊本県知事 印

協業組合設立による特例措置認定通知書

平成 年 月 日付で申請のありましたこのことについて、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

1 工事入札参加者資格審査格付における特例措置

- (1)適用の有無 (有・無)
(2)特例措置適用後の総合点数及び格付等

対象業種	経営点	技術点	総合点数	等級	順位

2 入札参加機会の確保における特例措置

対象業種	特例要領第5条に基づく等級

3 特例措置の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 その他

- (1) 特例措置を引き続き受けようとする場合は、次回の工事入札参加者資格審査申請時に、別記第2号様式「協業組合設立による特例措置適用（継続）申請書」により申請すること。
- (2) 協業組合設立による特例措置適用申請の内容に変更があった場合は、別記第4号様式「協業組合設立による特例措置適用申請に係る変更報告書」により速やかに報告すること。

別記第4号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所
商 号
代 表 者 印

協業組合設立による特例措置適用申請に係る変更報告書
平成 年 月 付けで、申請した内容について下記のとおり変更がありましたので
報告します。
なお、下記内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

項 目	内 容	事実等の発生日

添付書類
変更事項を証する書類

事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県が発注する建設工事についての事業協同組合の受注機会の確保を図るとともに、建設業の企業連携及び構造改革を促進するため、熊本県内に主たる営業所を有する建設事業者の入札参加者資格を審査する場合における事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例を設けることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明（以下「適格組合証明」という。）を受けているものをいう。

2 この要領において「審査対象者」とは、事業協同組合（以下「組合」という。）が次の各号に該当する者のうちから当該組合が入札参加を希望する業種ごとに指定した者をいう。この場合において、審査対象者の数は5者を超えてはならないものとする。

- (1) 当該組合の組合員で、熊本県内に主たる営業所を有する者であること。
- (2) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
- (3) 入札参加を希望する業種の工事を施工することについての建設業法第3条の規定による許可及び当該許可に係る建設業を対象とする経営事項審査を受けている者であること。
- (4) 熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱第3条各号のいずれにも該当しない者であること。

(総合点数の算定方法に関する特例)

第3条 建設業者の指名競争入札参加資格を認定する場合における組合の総合点数の算定方法に関する特例については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 年間平均完成工事高は、当該組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高の和とする。
- (2) 入札参加を希望する業種ごとの技術職員の数は、当該組合及び各審査対象者の当該業種ごとの技術職員の数の和とする。
- (3) 自己資本額及び建設業に従事する職員の数は、当該組合及び各審査対象者の自己資本額及び建設業に従事する職員の数のそれぞれの和とする。
- (4) 経営状況の点数は、当該組合及び各審査対象者の点数の平均値（小数点以下は切捨て）とする。
- (5) その他審査項目（社会性等）の点数は、当該組合及び各審査対象者の点数の平均値（小数点以下は切捨て）とする。
- (6) 技術事項等評価点数は、当該組合及び各審査対象者の点数の平均値（小数点以下は切捨て）とする。

(特例の適用)

第4条 第3条の規定は、組合が入札参加を希望する業種のうち、当該組合が受けた適格組合証明に係る建設工事の種類に該当し、かつ、同規定による特例の適用を希望する旨の申出をしたものについて適用するものとする。

2 前項の申出は、組合の入札参加者資格審査申請書にその旨を記載し、かつ、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 官公需適格組合であることを証する書面の写し
- (2) 組合の役員名簿
- (3) 組合員名簿
- (4) 審査対象者の住所、商号又は名称、代表者及び役員の氏名
- (5) 審査対象者の経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し

(変更の届出等)

第5条 第3条の規定の適用を受けた組合は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、その旨を届け出なければならないものとする。

- (1) 適格組合証明を取り消されたとき。
- (2) 審査対象者が、第2条第2項各号に該当しなくなったとき。
- (3) 第4条第2項第4号に掲げる事項に変更があったとき。

2 組合から前項第1号及び第2号に該当することとなった旨の届出があった場合、又は前項第1号及び第2号に該当することとなった事実を確認した場合において必要があると認められるときは、入札参加者資格審査の結果の修正又は取消しを行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降の組合設立について適用する。

熊本県告示第381号

昭和26年1月18日熊本県告示第12号（熊本県展示ほ場委託料交付要項）は、廃止する。
平成17年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子